

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和6年3月26日午後2時00分犬山市役所2階202・203
会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	
5番	安田 勝明		6番	斎木 一吉	
7番	宮島 直也		8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事補	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

1番	田中 幸子	2番	宮田 孝
----	-------	----	------

議長

それでは議案一覧表に基づき、第5号議案から第7号議案を上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

では説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。第5号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

議案書2ページをご覧ください。番号1番。

【議案説明】

譲受人は犬山市に居住しており、水稻や野菜を耕作しております。譲渡人は遠方に居住しており、申請地の管理が難しいため耕作ができる人を探していたところ、申請地に隣接する農地を耕作している譲受人と話がまとまったため本申請となりました。

譲受人は耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

続いて番号2番。

【議案説明】

譲受人は犬山市に居住しており、水稻や野菜を耕作しております。譲渡人は高齢のため営農が困難になっており、耕作できる人を探していたところ、譲受人と話がまとったため本申請となりました。

譲受人は耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

議案書の3ページをご覧ください。第6号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改定する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

議案書の5ページを御覧ください。今月の案件は、102件です。

整理番号1から27番が犬山地区、28番から50番が城東地区、51番から90番が羽黒、池野地区、91番から102番が楽田地区の案件となります。

議案書の38ページをご覧ください。第7号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定についてです。

こちらについては、別綴じの資料で、犬山市農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に係る指針案というタイトルのものと、横長の新旧対照表、及び補足資料の3つ資料を添付しておりますのでご覧ください。

指針の案については、赤字部分が改定によって変更する箇所となっています。新旧対照表の方は、現行のものが右側、改定案が左側に書いてありますし、下線部分が改定によって変更する箇所となっています。説明は主に補足の資料と新旧対照表により説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

補足資料の1番、農地等の利用の最適化の推進に関する指針とは、という点ですが、こちらは農地利用の集積、集約、新規参入の促進といった、農地等の利用の最適化推進に係る活動するために、指針が指標や推進方法を定めるものです。今年度皆さんに行っていただいた、農地パトロールや、遊休農地の解消活動などは、この指針に沿って進めさせていただきました。また、この指針は農業委員会等に関する法律で、農業委員会が定めなければならないとされており、犬山市では平成29年度に制定しています。

次に、補足資料の2番、今回の改定内容についてですが、これは主に、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改定

されたことを反映するもので、改定にあたって、国から雛形が示されています。この具体的な内容としては、法改定で明記された地域計画に関する内容の反映です。例えば、新旧対照表の7ページをご覧いただくと、左側の改定案の中段辺りに地域計画の内容として、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描くとなっており、従来、人・農地プランという計画がされていた部分の表記が地域計画の内容に改定されています。地域計画については全般的にこのような改定が反映されています。

また、これに合わせて今までと運用上は変更がないものの、文言として明示されたものがあります。例えば新旧対照表の5ページ目の中段、遊休農地の発生防止、解消の評価方法が追加されております。また、この他に8ページ目の中段、こちらに担い手への農地利用の集積、集約化の評価方法が追加されています。また、11ページ目の中段になりますが、新規参入の促進の評価方法が追加されている等の改定がされています。

説明は以上です。

議長 ただいま事務局から第5号議案から第7号議案までの説明がありました。

これにつきまして質問とかご意見はございませんでしょうか。

議長 私から一点いいですか。第6号議案について、相対から機構へという場合は当然あるわけですが、機構から相対のパターンもありますか。

事務局 おっしゃる通り逆も存在します。件数が少なくめったに出ないので、資料に記載はありません。

議長 続けてもう1点、今回も相対があるわけですが、相対は当事者だけのやりとりだから、市役所へそれを届けなければいけな

いとか何かそういう、決まりとかはあるのですかね。

事務局

相対の場合でも届出が必要になってきまして、ルール上は市役所に届出をしていただいて、中間管理機構を通さないけれども、貸し借りをきちんとしておくというのは必要なことになるんですが、制度を知らない等の理由で事実上届出をしていない方もいらっしゃいます。

議長

ありがとうございます。機構を通すと、それなりの保障という形では安心感がありますよね。相対で市役所に届出することによって同じような安心感が得られるのかどうかをお尋ねしたい。

事務局

相対につきましては、制度上は令和6年度で終了する制度になります。今まで農地の貸し借り、結構口約束でされてる例は多いと思うんですが、法律上は、農地の貸し借りは、農業委員会へ手続きが必要になりますて、農業委員会の立場としては手続きとして所有者さんに貸借したもの農業委員会に届出をしていただきたいんですけど、会長がおっしゃられた、安心感といった意味では、例えば、所有者さんが急に亡くなられたときに、家族の方が、誰に農地を貸していたかわからなくて、誰に聞けばいいかわからないときに、農業委員会の方へ訪ねていただければ、農業委員会の方で、実際耕作しておられる方がどなたかを把握がすることができます。

また、相対の場合、基本的には何かトラブルがあった場合は、当事者間での解決が原則なんですが、多少は農業委員会の方でも、ご助言的なところができたりしますので、手続きをしておくと、所有者さんとしてもいざというときに、農業委員会の方を頼ることができるところでの安心感が一つあるかと思います。農業委員、推進委員の皆さんのが相談受けたときは事務局の方へ話を来ていただければと思います。

小川委員 相対は両方が同意して申請するんですよね。

事務局 相対の手続きは当事者間でまず合意をしていただいて、必要な書類の方を書いていただいて、農業委員会の方へ提出していただきます。

議長 ありがとうございました。よくわかりました。

皆さん方、身近で昔から、黙って貸し出しているようなケースをお目にされたら、市役所に報告した方がいいよというようなアドバイスをしてあげていただけるといいかと思います。

その他ご質問、はいどうぞ。

松山委員 中間管理機構に関してですが、耕作できないから、誰かに頼みたいというには、市役所を通じて、中間管理機構に依頼したいという届出をすれば、担い手を探していただける、こういうことですか。

事務局 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、農地中間管理事業の実際の運用なんですけれども、愛知県の農地中間管理機構は、所有者さんからの申し出に基づいて借り受けをするときに、耕作者さんも基本的には決まってる前提じゃないと、借り受けをしてくれないというような運用の仕方をしておりますので、実質的に借りる方が見つかってないと、機構は受けてはくれないです。ただ、実際我々の農業委員会とか市役所の窓口の方で、もし、今現在管理に困って、誰かに貸したいというようなお話があった場合に、基本的にはその付近を大規模に耕作されてるオペレーターさんですとか、今回のこういった利用権で相対ですか、借り受けられる方を地図上で探しながら、頼めそうな方がいらっしゃる場合には、そちらの方に耕作をお願いし、受けていただけるということであれば、相対ないし機構の貸付という形で、手続きの方を進めさせていただいているというのが実態でございます。以上です。

松山委員 要するに、貸したい人のあてがいなくても、市役所の方であっせんをしていただけるという理解でよろしいですか。

事務局 そうです。借り受けていただける方がいらっしゃらないと、そこは最終的には、持って行き場がないっていうような状況も、たまにはあります。

松山委員 ありがとうございました。

議長 その他ご質問ありませんか。よろしいですね。
それでは、他に質問ご意見もないようですので、ここで地区審議をお願いしたいと思います。
15分ぐらいということで、14時40分まで地区審議をお願いします。

午前14時25分 地区審議

午前14時40分 開議

議長 それでは、総会を再開します。
第5号議案に入りますが、本議案には河村委員が申請者となっている案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、河村委員はしばらくの間ご退席をお願いします。

【河村委員 退席】

議長 それでは農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番、2番について、楽田地区お願いします。

田中委員 10番の田中です。

1番、2番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 ありがとうございました。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第5号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。河村委員は席へお戻りください。

【河村委員 着席】

議長 続いて第6号議案に入りますが、本議案には齋藤委員が役員を務める法人と、田中隆委員が申請者となっている案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、齋藤委員と田中委員はしばらくの間ご退席をお願いします。

【齋藤委員、田中委員 退席】

議長 それでは第2号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改定する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番から27番について、犬山地区お願いします。

宮田委員 2番の宮田です

1番から27番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 28番から50番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

28番から50番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 51番から90番について、羽黒、池野地区お願ひします。

齊木委員 6番の齊木です。

51番から90番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 91番から102番について、楽田地区お願ひします。

河村委員 9番の河村です。

91番から102番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第6号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

斎藤委員、田中委員は席へお戻りください。

【斎藤委員、田中委員 着席】

議長 続いて第7号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について意見の決定を求めます。

全委員さんにお諮りします。

第7号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定し

てよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告します。議案書の39ページをご覧ください。報告第5号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理についてです。議案書の40ページから41ページをご覧ください。今月の報告は5件です。報告は以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

議長 何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。